

九州大学加速器・ビーム応用科学センター設備利用料金規程

平成24年度九大規程第1号

施行：平成24年5月2日

最終改正：令和4年2月1日

(令和3年度九大規程第97号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学加速器・ビーム応用科学センターが保有する設備の利用に係る料金の額及び徴収方法について定めるものとする。

(利用料)

第2条 設備を利用する者(九州大学(以下「本学」という。)の職員を除く。)は、別表に掲げる利用料を支払わなければならない。

(徴収方法)

第3条 前条に規定する利用料は、経費の振替又は本学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は、加速器・ビーム応用科学センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月2日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第97号)

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

別 表

設 備 名	1 枠当たりの利用料 (1 枠は4時間)
コバルト60ガンマ線照射システム	11,000円